

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和2年1月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900416号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900093号

第1 結論

請求者のA社における平成26年12月25日、平成27年7月24日及び平成28年12月22日の標準賞与額を、いずれも25万円に訂正することが必要である。

平成26年12月25日、平成27年7月24日及び平成28年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年12月25日、平成27年7月24日及び平成28年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年12月25日
② 平成27年7月24日
③ 平成28年12月22日

A社から支給された賞与について、控除後の支給額で健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されていたため、事業主により賞与額を訂正する届が提出されたが、請求期間①、②及び③については、支給日から2年以上経過(厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後)していたため、賞与額と控除後の支給額の差額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間①、②及び③に係る賞与から賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、事業主から提出された「賞与支給控除一覧表」により、請求者は、A社からいずれも25万円の賞与の支払を受け、標準賞与額に見合う厚生年金保険料より高い厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、事業主から提出された「賞与支給控除一覧表」により確認できる総支給額（賞与額）から、いずれも 25 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③について、請求者の賞与額を誤って記載した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出後、当該賞与支払届に係る訂正届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年 9 月 17 日受付に年金事務所に対し提出したことが確認できることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②及び③に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1900498 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1900094 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 3 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日に訂正し、同年 7 月の標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

平成 3 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 3 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

私の厚生年金保険の記録は、A 社での資格喪失日が平成 3 年 7 月 31 日、関連会社である B 社での資格取得日が同年 8 月 1 日とされている。A 社から B 社には転籍で異動したが、1 日の空きもなく継続して勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の雇用保険の加入記録、B 社の現在の事業主の回答及び請求期間当時の A 社の事務担当者の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、A 社に継続して勤務し（平成 3 年 8 月 1 日に A 社から B 社に転籍）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社に係るオンライン記録における平成 3 年 6 月の記録から、26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社の事業主から回答を得ることはできないが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を平成 3 年 8 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを誤って同年 7 月 31 日と記録したとは考え難いことから、事業主から同年 7 月 31 日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は

請求者に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所
が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還
付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行してい
ないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900509号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900095号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成3年7月31日から同年8月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成3年7月31日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成3年7月31日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年7月31日から同年8月1日まで

私の厚生年金保険の記録は、A社での資格喪失日が平成3年7月31日、関連会社であるB社での資格取得日が同年8月1日とされている。A社からB社には転籍で異動したが、1日の空きもなく継続して勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の加入記録、B社の現在の事業主の回答及び請求期間当時のA社の事務担当者の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、A社に継続して勤務し(平成3年8月1日にA社からB社に転籍)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社に係るオンライン記録における平成3年6月の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主から回答を得ることはできないが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を平成3年8月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを誤って同年7月31日と記録したとは考え難いことから、事業主から同年7月31日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は

請求者に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900522号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900096号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成3年7月31日から同年8月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成3年7月31日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成3年7月31日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年7月31日から同年8月1日まで

私の厚生年金保険の記録は、A社での資格喪失日が平成3年7月31日、関連会社であるB社での資格取得日が同年8月1日とされている。A社からB社には転籍で異動したが、1日の空きもなく継続して勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の加入記録、B社の現在の事業主の回答及び請求期間当時のA社の事務担当者の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、A社に継続して勤務し(平成3年8月1日にA社からB社に転籍)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社に係るオンライン記録における平成3年6月の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主から回答を得ることはできないが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を平成3年8月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを誤って同年7月31日と記録したとは考え難いことから、事業主から同年7月31日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は

請求者に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。